

**中央教育審議会大学分科会質向上・質保証システム部会
教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ
これまで出された主な意見について
(令和 7 年 7 月 3 日)**

1. 現在の認証評価の現状認識をどのように捉え、課題として考えられることは何か。また、今後、第三者評価として果たすべき役割、目指すべき姿はどのようなものであるべきか。

<現状認識>

- 現在の認証評価制度は、一定程度外圧という形で、大学改革の下支えとなっていることは事実である。しかしながら、制度開始から 20 年経過し、少子化や VUCA とよばれる社会変化が激しい中で見直しを図らざるを得ないのではないか。
- 高等教育機関の教育内容の質に関しては、内部質保証として大学自身で認証評価を踏まえ PDCA サイクルを回し、自らを高めていくべきである。しかしながら、高等教育機関の中でも、教育の質保証をしっかりと取り組んで機能させている機関もあれば、十分取り組めておらず、機能していない機関もあり、二極化が進んでいる。内部質保証が機能していない機関は外部評価でしっかり見ていく必要があるが、機能している機関は、外部評価で細かく見られても徒労感を感じる状況が生じてしまっているのではないか。
- 大学の責任者は、学内の改革が社会に大学の活動をアピールするために認証評価制度を積極的に活用するよう意識をもつべきではないか。
- 認証評価の結果が社会に向けて認知されておらず、社会に開かれた質保証の実現という観点から物足りないのではないか。
- 現状、何のために認証評価を受けるのか、何のために認証評価を実施しているのか目的意識がわからないという多くの声があることから、認証評価の目的、評価の活用の在り方、活用によってもたらされる効果について整理することが必要。制度そのものの目的がはっきりして、かつ認証評価を行う毎に大学等が改善を実感することができれば、前向きな評価制度になるのではないか。

<目指すべき第三者評価（認証評価）>

- 現状の教育を肯定するだけの認証評価ではなく、持続可能な活力ある社会の担い手や創り手としての人材の育成や国際競争力の強化のための大学改革が求められる中で、教育・研究の質の向上を目指すために、10 年後も日本が国力を維持・向上するために高等教育機関として何をすべきであるかということを考える機会になるような認証評価にすべきではないか。

- 認証評価制度を通じて、高等教育機関としての最低限の質を保証するにとどまらず、高等教育機関の質・教育の向上をエンカレッジし、未来社会を担う人材を育成する大学を高く評価するような仕組みにしていくべきではないか。
- どのような大学でも挑戦して成長していかなければならず、その挑戦や成長を正しく評価して、その結果に基づいて国が適切な支援をしていくことが必要なのではないか。
- 各大学が教育の質を向上させなければならない必要性について共通認識をもち、評価結果が各学部専攻科における教育改善や学生のために活用されるために、現在の評価制度においてどのような改善が必要か考えるべきではないか。
- 新しい評価制度は必ずしも規模の適正化と連動させるものではない一方で、少子化が進行する中、今後市場原理に任せるだけであれば、大規模大学や学費の安い国公立に学生が集中してしまうという懸念もある。地方で規模が小さくても頑張っている大学はたくさんあり、そのような高等教育機関が不利益を被るべきではなく、教育の質を高めるべく頑張っている機関はしっかりと評価し、支援していくような仕組みにすることが必要ではないか。
- 新たな評価制度に関しては、内部質保証を充実させるための認証評価機関による支援や卒業生の実績を蓄積できるような仕組みについても検討できないか。
- 認証評価の本来の趣旨・目的は受審校の改革・改善のための支援であって、単に標語をつけてふるい分けするような仕組みにならないように注意するべきではないか。

※ 検討にあたっては、

- ・ 現在の認証評価の実態の把握、良い面・改善すべき面に関してエビデンスを示しながら議論すべきではないか。
- ・ これまでの議論の検証を行っていくべきではないか。
- ・ 内部質保証のための大学評価という面と適格認定という面は整理しながら議論すべきではないか。
- ・ イギリスの TEF など海外の事例も参考にすべきではないか。

2. その上で、高等教育機関の質を一層高めるため、新たな評価制度については

① どのように評価を行っていくべきか。

<評価者>

- 第三者評価において、大学に精通している者からのピア・レビューは引き続き重要であり、この仕組みは継続すべきではないか。一方で、ピア・レビューにおいては評価員の質の均一性や評価員によって評価の視

点が異なる懸念もあるのではないかな。評価員に対しては評価そのものの意義を明確にすることを考えていくことも重要ではないかな。

- 法科大学院など専門性を要する分野については、引き続き、各分野の専門家や利用者の観点を有する者を評価者として起用する必要があるのではないかな。

＜評価対象単位・種類＞

- 答申では例として、学部・研究科等ごとの評価を提言しているが、どのような単位を評価対象とするのが望ましいかな。評価対象を検討するに当たっては、小さな単位にすればするほど評価する側の負担が大きくなること、全学的な教学マネジメントをどう担保すべきかな、という点に留意すべきである。
- 新たな評価と専門職大学・専門職大学院で行われている分野別評価との関係をどのように整理するかな。評価項目が重複するのであれば、分野別認証評価と統合すべきではないかな。

＜評価手法＞

- 認証評価機関によっては、学習の達成度を評価するために、評価の観点や尺度、基準を一覧表で示したループリックの作成・活用や、ある種の段階判定、大学若しくは学位プログラム毎に掲げる目的に即した学修成果の把握など様々な工夫を行っており、新たな評価を構築する際にも、そのような工夫も活かしていくべきではないかな。
- 評価の方法について、現状の認証評価機関も一部行っているように、学生などのステークホルダーの意見も活用しながら進める必要があるのではないかな。
- 仮に現在国立大学法人評価で行っている現況分析を全大学に応用する場合、負担とのバランスの観点から機械的に処理をする項目等を設けて負担軽減を図る必要があるのではないかな。

＜段階別評価＞

- 評価結果の社会への訴求や大学が評価を受ける費用対効果を踏まえると、学部・研究科等において教育の質を段階別に評価することは一つの選択肢としてあり得るのではないかな。
- 段階別評価については、いくつかの評価機関ではすでに取り入れているところもあるが、学問分野によってはどれだけ伸びたかを数値化することは難しいものもある。学問分野によって不公平が生じることがないように配慮すべきではないかな。
- これまでの中教審の議論を踏まえれば、数段階の評価を示すなどの工夫は、一律に制度整備し全評価機関に求めるのではなく、各評価機関の判断に委ねるべきではないかな。

＜内部質保証と第三者評価の関係＞

- 内部質保証をしっかりと機能している機関とそうでない機関が存在する、ある種二極化している状況においては、例えば、内部質保証が十分に機能している大学には一定の裁量を付与したり、評価に当たって定量的な情報で不足している項目がある機関についてはしっかりと定性的な評価をするなど、内部質保証ができているか否かに応じた評価制度も考えられるのではないか。

※ 検討に当たっては、法科大学院では、各法科大学院が重点的に取り組みたいことを目標として立て、その達成を評価し、加算プログラムとして評価結果を公的支援に反映させていることから、そういったことも参考にしてはどうか。

※ 国立大学法人評価で行っている現況分析は、学部・研究科等の段階別評価を既に行っていることから、検討の参考にしてはどうか。

② どのような評価基準・項目で評価を行っていくべきか。

＜評価基準の在り方＞

- 複数の認証評価機関があり、評価基準において機関によってそれぞれ項目や表現が異なることで、外部から見た際のわかりづらさに繋がっているのではないか。
- 高いレベルの研究と職業教育の両方をやる大学、研究に特化した大学、職業教育に特化した大学があり、それぞれの機能に応じた評価基準を作ること検討してはどうか。

＜評価の基準・項目＞

- 現在の認証評価は、大学教育の内部質保証のシステムが機能しているかどうかを中心にチェックしているが、社会は教育内容の善し悪しが判断されることを期待しているのではないかと。ただし、多様性の時代に、教育内容の優劣について、基準を定めて評価することは不可能であるため、認証評価の現状と質保証の定義を理解した上で、検討すべきではないか。
- 第三者が評価するにあたっては、各高等教育機関が未来社会を見据え、育成すべき人材像を認識、設定しているか、そのためにどのようなカリキュラムを組んで、どのようにその実績を把握しているのか、これらをトータルで評価し、必要に応じて評価結果を段階別に判定することは妥当ではないか。
- 現在の認証評価は定量的な評価に偏りがちであるが、定性的な評価も意味がある。この点、高等学校では、主体的・対話的で深い学びを通じて一人一人の生徒の学びの質を高めることに注力しており、高大接続の観点から

これらを更に高等教育機関で伸ばすという観点からも、新たな評価において学習成果や教育効果を定量的かつ定性的に示すことが必要ではないか。

- 学生の成長・学習成果に関しては、3つのポリシーの考え方が浸透しつつあり、何をめざすかという目標としての学習成果と各科目との関係などを明確にする取組が進んできている。学生の成長に関しては、伸びをどのように捉えるか、伸びた先にあるべき姿をどのように考えていくことが必要である。
- 実際に学生がどの程度目標としての学習成果に到達しているかといった直接的な学習成果の評価の仕方が課題であるが、評価する際には、各大学の理念・目的に応じた指標も加味したうえで慎重に行うべきではないか。また、学生の成長に測る際には、直接評価だけではなく、今年度から本格実施される全国学生調査のような間接評価も加味することを検討することも必要ではないか。
- 在学中にどれくらい力を伸ばすことができたかについての検討に当たっては、学習成果として標準テスト等のこれまでの取組をどのように評価するか考えるべきではないか。
- 大学は、それぞれ個性や特色のある教育を行っており、その多様性や特色をどのように評価をするのかも検討すべきではないか。
- 卒業生のフォローも重要だと考えるが、データベースの構築に当たっては、卒業生が卒業した大学の教育をどのように評価しているかといったデータを集められるような仕組みにしてはどうか。
- 国家試験がある分野の学習成果は、現状国家試験の合格率で測られる傾向があるが、本来学生が身につけるべき資質能力をどのように評価すべきか、検討する必要がある。
- 評価項目については、高等教育共通の基盤となる部分と分野固有の部分で構成されることになるのではないか。
- 分野別認証評価については、機関別認証評価基準といかに調和していかかが重要であり、分野別認証評価のこれまでの経験や実績を活かした制度を検討してはどうか。
- 評価基準の継続的な見直しについては、JACMEにおける基準のように、定期的な見直しを規定することも考えられるのではないか。

＜ディプロマ・ポリシーの設定の在り方＞

- 新たな評価においては、将来像を見据えた人材育成や教育を評価すべきであり、新たな評価制度を実施する際には、各高等教育機関において、ディプロマ・ポリシーの見直しを検討する必要があるのではないか。
その上で、ディプロマ・ポリシーに即した学習成果について評価を実施する場合には、ディプロマ・ポリシーの粒度の平仄をとるために考え方を提示した方が良いのではないか。

- ③ 評価結果についてそのように公表していくべきか。また、高等教育機関の内部質保証をはじめ、どのように活用していくべきか。

＜情報公表を検討する際の視点＞

- 大学の教育の支柱や特色を具体的に示す情報を提供することは重要であり、評価結果を分かりやすく、かつ広範に発信することは、特に進学先を選択する際に大きな助けとなるのではないか。また、こうした情報が大学の魅力として可視化され、データベースを通じて閲覧可能になることで多様な視点から大学を選択する環境が整備されるのではないか。
- 社会に対して各大学がどのような教育をしているかということを明らかにしていく仕組みにしていくべきではないか。

※ 情報公表の在り方については、誰がどのような場面で利用するのかを念頭におきながら、全体としてどのような情報を大学として公表すべきか、議論を進める必要があるのではないか。

＜新たな情報公表の在り方＞

- 評価結果において機関によってそれぞれ項目や表現が異なることで、外部から見た際のわかりづらさに繋がっているのではないか。
- 認証評価の結果公表に関して、社会が求めているのは、これまでのような質保証のプロセス情報ではなくて、学生の学習成果、高等教育機関に入学し、どれだけ成長したかを客観的かつ比較可能なものとして示すことにより、社会に学習成果の情報が届くことが重要ではないか。
- 公表に当たっては、グランドサマリーのようなものを作って、一般の方が比較検討できるようなわかりやすい方法を検討してはどうか。
- 社会への情報提供の方法として、関係の教職員、在学生、卒業生、修了生、企業、地域住民、設置団体の関係者等ステークホルダーが参加し、取組の内容、成果、学び、課題、今後の期待などが対話を重ねながらアカウンタビリティを果たしていくというやり方もあるのではないか。

※ 検討にあたっては、高校関係者など認証評価結果を活用する側のステークホルダーの現状認識も確認してはどうか。

- ④ 効果的かつ効率的な評価を行っていくために、どのような対応を行うべきか。

＜評価疲れ・負担のバランス＞

- 評価が多面的になればなるほど評価する側、される側双方の負担が大きくなるため、評価の効果と受審機関、認証評価機関の負担のバランスを考えた上で評価の目的に合った制度を考えていく必要があるのではないか。

- いわゆる評価疲れについては、大学から見た場合、評価に関する制度の中にも機関別認証評価、分野別認証評価、国立大学法人評価、公立大学法人評価があるため、負担軽減を議論する際は、認証評価だけではなく大学全体として負担軽減に繋がるように考えていくべきではないか。
- いわゆる評価疲れについては、評価の目的が見えづらいことに起因する不透明感、認証評価機関との対話不足等に起因する不信感、作業量に起因する負担感、に要素を分解できるのではないか。これらそれぞれについて、対応を講じながら制度設計していくことが全体としての効果的かつ効率的な評価に繋がるのではないか。
- 実地調査については、コロナ禍でのオンラインの経験を生かし、オンラインを活用することで負担軽減が図られるのではないか。
- 法令適合性の判断や定量的な評価指標の判断などは文部科学省において行うなど、文部科学省と認証評価機関との役割分担の在り方も検討すべきではないか。

〈評価サイクルの設定〉

- 機関別認証評価（7年）、分野別認証評価（5年）、国立大学法人評価（6年）、公立大学法人評価（6年）のサイクルの違いによる負担については、サイクルをそろえることがいいのか平準化することがいいのかは一長一短あるのではないか。むしろ、各高等教育機関レベルで定常業務としてしっかりと自己点検・改善が位置付けられることが重要ではないか。
- 現状の分野別認証評価では、医歯薬学部など6年制の教育についても他の分野と同様に5年周期で評価を行っており、その妥当性についても検討が必要ではないか。

⑤ その他留意すべき事項は何か。

〈高大接続の視点〉

- 学生の成長に関しては、学生は大学だけで成長するわけではないため、中等教育との接続関係にも留意すべきである。

〈新たな評価と設置計画履行状況等調査の連携〉

- 大学の新設や学部・学科の新設において、設置認可手続から設置計画履行状況等調査（アフターケア）まで教学面について丁寧に確認しているが、認証評価との間に連続性が図られておらず、一体化する方策も考えるべきではないか。

〈認証評価機関の評価の質の担保〉

- 認証評価機関が自らの研究をし、自らの評価を省みて外部に説明していくことも考えるべきではないか。

- 公平性・公正性に疑念が生じないよう、評価機関を監査する仕組みの強化・再検討が必要ではないか。

＜評価結果の活用＞

- 評価結果の活用方策として、国の制度との連動も検討してもよいのではないか。
- 新たな評価においては、課題があると評価された場合には受審期間を短縮化する、あるいは、優れていると評価された場合には、受審期間を延長するなど柔軟な評価期間を設定することも検討してはどうか。